

# 統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 25 年 2 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

# 目 次

<b>1 統計調査の承認等の状況（総括表）</b> .....	1
基幹統計調査の承認 .....	1
一般統計調査の承認 .....	3
届出統計調査の受理 .....	4
<b>2 基幹統計調査の承認</b> .....	5
国民生活基礎調査（平成25年承認）（厚生労働省） .....	5
経済産業省企業活動基本調査（平成25年承認）（経済産業省） .....	9
住宅・土地統計調査（平成25年承認）（総務省） .....	11
経済センサスー活動調査（平成25年承認）（総務省・経済産業省） .....	13
法人土地・建物基本調査（平成25年承認）（国土交通省） .....	16
<b>3 一般統計調査の承認</b> .....	17
社会保障・人口問題基本調査（平成25年承認）（厚生労働省） .....	17
自動車燃料消費量調査（平成25年承認）（国土交通省） .....	21
<b>4 一般統計調査の中止</b> .....	23
環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査（平成25年通知）（環境省） .....	23
<b>5 届出統計調査の受理</b> .....	24
(1) 新規 .....	24
鳥取県観光客入込動態調査（平成25年届出）（鳥取県） .....	24
「観光入込客統計」に係る観光地点等入込客調査（平成25年届出）（山口県） .....	25
観光客満足度調査及び観光入込客統計に係るパラメータ調査（平成25年届出）（山口県） .....	26
福岡市における「知識産業」実態調査（平成25年届出）（福岡市） .....	27
滋賀県観光動態調査（平成25年届出）（滋賀県） .....	28
島根県観光動態調査（平成25年届出）（島根県） .....	30
福島県観光入込客統計調査（平成25年届出）（福島県） .....	32
和歌山県観光入込客共通基準調査（平成25年届出）（和歌山県） .....	33
和歌山県観光客動態調査（平成25年届出）（和歌山県） .....	34
(2) 変更 .....	35
平成24年度愛知県母子家庭等実態調査（平成25年届出）（愛知県） .....	35
高等学校等卒業者の卒業後の状況調査（平成25年届出）（静岡県） .....	36

経済要求・妥結状況調査（平成25年届出）（東京都）	37
京都府鉱工業生産動態統計調査（平成25年届出・2回目）（京都府）	38
<b>（参考）基幹統計の指定</b>	<b>39</b>

[利用上の注意]

- 1 「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下、「本月報」という。）中で「指定統計」とは、改正前の統計法（昭和22年法律第18号。以下「旧統計法」という。）第2条の規定に基づき、総務大臣が指定した統計をいう。
- 2 本月報中で「指定統計調査」とは、旧統計法下において、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 3 本月報中で「承認統計調査」とは、改正後の統計法（平成19年法律第53号。以下「新統計法」という。）により廃止された統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。
- 4 本月報中で「届出統計調査」とは、旧統計法下にあつては、第8条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいい、新統計法下にあつては、第24条第1項又は第25条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。
- 5 本月報中で「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する統計をいう。旧統計法下の指定統計のうち、新統計法施行の段階（平成21年4月1日）で引き続き作成されていたものについては、基幹統計に移行している。
- 6 本月報中で「基幹統計調査」とは、基幹統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 7 本月報中で「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう。
- 8 本月報中の目次等における調査名の後ろの「平成◇年承認」「平成◇年届出」については、本月報の編集に係るシステム管理上、付記しているものである。

○基幹統計調査の承認

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
国民生活基礎調査	厚生労働大臣	承認事項の変更 (1)平成25年調査の実施に当たり、調査事項を追加。 ① 生活習慣病対策の基礎資料として「平均睡眠時間」、「飲酒の状況」等の設問を追加 ② 制度改正等に伴い「一般常雇者」・「契約社員・嘱託」の調査事項を分割 (2)健康票の回収に際して、従前は密封回収であったものを、非密封で回収できるよう変更	H25.2.4
経済産業省企業活動基本調査	経済産業大臣	承認事項の変更 平成25年調査の実施に当たり、平成19年調査から3年周期の調査事項として把握してきた「バイオテクノロジーの利用状況」について、当該調査事項を母集団情報として利用してきたバイオ産業創造基礎調査（一般統計調査）が平成23年に中止となったことに伴い、当該調査事項を把握する必要性がなくなったことから削除	H25.2.14
住宅・土地統計調査	総務大臣	(1)調査事項の主な変更 東日本大震災による住宅移動等の実態を把握する事項の追加等 (2)調査方法の変更 オンライン調査の対象を全市町村に拡大	H25.2.26
経済センサスー活動調査	総務大臣 ・ 経済産業大臣	承認事項の変更 平成25年夏頃から確報として順次公表する予定の集計事項のうち、製造業の中分類別の出荷額等の集計結果について、統計利用者の利便性の向上を図る観点から、工業統計との接続性を	H25.2.27

		できるだけ早期に確保するため、平成 25 年 3 月末に速報として公表することを実施	
法人土地・建物基本調査	国土交通大臣	承認事項の変更 ①調査事項の変更 土地及び建物の所在地を「番地・号」まで把握することに変更 ②調査方法の変更 資本金 1 億円未満の会社法人に係る調査票の回収業務を国が実施することに変更 ③標本設計の一部変更 医療法人の抽出率を変更 ④調査の実施時期の変更 調査の報告を求める期間を「9 月 15 日から 10 月 31 日」から「7 月 1 日から 9 月 15 日」に変更	H25. 2. 27

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

## ○一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H25. 2. 22	社会保障・人口問題基本調査	厚生労働大臣
H25. 2. 22	自動車燃料消費量調査	国土交通大臣

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査について掲載したものである。

## ○届出統計調査の受理

### (1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H25. 2. 1	福岡市における「知識産業」実態調査	福岡市長
H25. 2. 1	観光客満足度調査及び観光入込客統計に係るパラメータ調査	山口県知事
H25. 2. 1	「観光入込客統計」に係る観光地点等入込客調査	山口県知事
H25. 2. 1	鳥取県観光客入込動態調査	鳥取県知事
H25. 2. 12	滋賀県観光動態調査	滋賀県知事
H25. 2. 18	福島県観光入込客統計調査	福島県知事
H25. 2. 18	島根県観光動態調査	島根県知事
H25. 2. 22	和歌山県観光客動態調査	和歌山県知事
H25. 2. 22	和歌山県観光入込客共通基準調査	和歌山県知事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理（新規）について掲載したものである。

### (2) 変更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H25. 2. 1	平成24年度愛知県母子家庭等実態調査	愛知県知事
H25. 2. 7	高等学校等卒業生の卒業後の状況調査	静岡県知事
H25. 2. 18	経済要求・妥結状況調査	東京都知事
H25. 2. 25	京都府鋳工業生産動態統計調査	京都府知事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理（変更）について掲載したものである。

## ○基幹統計調査の承認

【調査名】 国民生活基礎調査（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年2月4日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室

【目的】 本調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための新標本を設定することを目的とする。

【沿革】 本調査は、「厚生行政基礎調査」（旧統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計第60号を作成するための調査）、「国民健康調査」（同第68号を作成するための調査）、「保健衛生基礎調査」（旧統計報告調整法に基づく承認統計調査）及び「国民生活実態調査」（承認統計調査）を統合して、昭和61年から開始されたものである。調査は、3年ごとに実施する大規模調査と、その中間の各年に実施する簡易調査から構成される。その後の主な変更は、以下のとおりである。（1）平成13年：「介護票」を創設。「健康票」を密封回収化、（2）平成19年：「世帯票」及び「介護票」を自計報告化、（3）平成22年：「所得票」を自計報告化、（4）平成24年の簡易調査については、東日本大震災の影響により、福島県の全域を除き実施される、（5）平成25年：「健康票」を非密封回収化。

【調査の構成】 1－世帯票（大規模調査） 2－健康票（大規模調査） 3－介護票（大規模調査）  
4－所得票（大規模調査） 5－貯蓄票（大規模調査） 6－世帯票（簡易調査） 7  
－所得票（簡易調査）

【公表】 インターネット及び印刷物（調査実施年の翌年7月）

※

【調査票名】 1－世帯票（大規模調査）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯及び個人 （属性）世帯及び世帯員 （抽出枠）平成22年国勢調査調査区

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）277,000/51,951,000 716,000/128,057,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）調査実施年の6月の第1又は第2木曜日現在 （系統）厚生労働省－都道府県－（保健所設置市・特別区）－保健所－指導員－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の7月中旬

【調査事項】 1. 世帯に係る事項（1）世帯員数等、（2）世帯を離れている方の状況、（3）住居の種類、（4）室数及び床面積、（5）5月中の家計支出総額等、2. 世帯員に係る事項（1）最多所得者、（2）世帯主との続柄、（3）性、（4）出生年月、（5）配偶者（夫又は妻）の有無、（6）医療保険の加入状況、（7）公的年金・恩給の受給状況、（8）乳幼児（小学校入学前）の保育状況（小学校入学前の者のみ）、（9）手助けや見守りの要否等（6歳以上の者のみ）、（10）教育（15歳以上の者のみ）、（11）公的年金の加入状況（15歳以上の者のみ）、（12）別居している子の有無等（15歳以上の者のみ）、（13）5月中の仕事の状況（15歳以上の者のみ）、（14）1週間の就業日数等（15歳以上の者のみ）、（15）就業開始時期（15歳以上の者のみ）、（16）仕事の内容（職業分類）（15歳以上の者のみ）、（17）勤めか自営かの別等（15歳以上の者のみ）、

(18) 就業希望の有無等 (15歳以上の者のみ)

※

【調査票名】 2-健康票 (大規模調査)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 個人 (属性) 世帯員 (抽出枠) 平成22年国勢調査調査区

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 716,000/128,057,000 (配布) 調査員 (収集) 調査員 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の6月の第1又は第2木曜日現在 (系統) 厚生労働省-都道府県- (保健所設置市・特別区) -保健所-指導員-調査員-報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の7月中旬

【調査事項】 1. 性、2. 出生年月、3. 入院・入所の状況、4. 自覚症状の有無、その症状及び治療状況、5. 通院・通所の状況・傷病名、6. 日常生活への影響 (6歳以上の者のみ)、7. 普段の活動ができなかった日数 (6歳以上の者のみ)、8. 健康状態 (6歳以上の者のみ)、9. 悩みストレスの有無・原因・相談状況 (12歳以上の者のみ)、10. 平均睡眠時間 (12歳以上の者のみ)、11. 休養充足度 (12歳以上の者のみ)、12. こころの状態 (12歳以上の者のみ)、13. 飲酒の状況 (20歳以上の者のみ)、14. 喫煙の状況 (20歳以上の者のみ)、15. 健康のため実行している事柄 (20歳以上の者のみ)、16. 健診等の受診状況 (20歳以上の者のみ)、17. がん検診の状況 (20歳以上の者のみ)

※

【調査票名】 3-介護票 (大規模調査)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 個人 (属性) 世帯員 (抽出枠) 平成22年国勢調査調査区

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 6,000/716,000 (配布) 調査員 (収集) 調査員 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の6月の第1又は第2木曜日現在 (系統) 厚生労働省-都道府県- (保健所設置市・特別区) -保健所-指導員-調査員-報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の7月中旬

【調査事項】 1. 調査票の回答者、2. 介護が必要な者の性別と出生年月、3. 要介護度の状況、4. 介護が必要となった原因、5. 主な介護者の介護時間、6. 主な介護者以外の介護者の状況、7. 家族・親族等と訪問介護事業者による主な介護内容、8. 介護サービスの利用状況、9. 介護サービスの費用、10. 介護費用の負担力、11. 介護サービスを受けてない理由、12. 65歳以上の介護保険被保険者 (第1号被保険者) における介護保険料所得段階

※

【調査票名】 4-所得票 (大規模調査)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 世帯及び個人 (属性) 世帯及び世帯員 (抽出枠) 平成22年国勢調査調査区

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 50,000/277,000 130,000/

716,000 (配布) 調査員 (収集) 調査員 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の前年の1月1日～12月31日 (系統) 厚生労働省—都道府県—(市、特別区及び福祉事務所設置町村)—福祉事務所—指導員—調査員—報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の8月中旬

【調査事項】 1. 性、2. 出生年月、3. 所得の種類別金額、4. 課税等の状況別金額、5. 企業年金・個人年金等の掛金、6. 生活意識の状況(世帯主又は世帯を代表する者のみ)

※

【調査票名】 5—貯蓄票(大規模調査)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 世帯 (属性) 世帯 (抽出枠) 平成22年国勢調査調査区

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 50,000/277,000 (配布) 調査員 (収集) 調査員 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の6月末日現在 (系統) 厚生労働省—都道府県—(市・特別区及び福祉事務所設置町村)—福祉事務所—指導員—調査員—報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の8月中旬

【調査事項】 1. 貯蓄現在高、2. 貯蓄現在高の増減及び減った場合の金額及び理由、3. 借入金残高

※

【調査票名】 6—世帯票(簡易調査)

【調査対象】 (地域) 全国(ただし、平成24年の簡易調査においては、東日本大震災の影響により、福島県の全域を除く。)(単位) 世帯及び個人 (属性) 世帯及び世帯員 (抽出枠) 平成22年国勢調査調査区

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 55,000/51,951,000 144,000/128,057,000 (配布) 調査員 (収集) 調査員 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の6月の第1又は第2木曜日現在 (系統) 厚生労働省—都道府県—(保健所設置市・特別区)—保健所—指導員—調査員—報告者

【周期・期日】 (周期) 年(大規模調査実施年を除く。)(実施期日) 厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の7月中旬

【調査事項】 1. 世帯に係る事項(1) 世帯員数等、(2) 5月中の家計支出総額、2. 世帯員に係る事項(1) 最多所得者、(2) 世帯主との続柄、(3) 性、(4) 出生年月、(5) 配偶者(夫又は妻)の有無、(6) 医療保険の加入状況、(7) 傷病の状況、(8) 公的年金・恩給の受給状況、(9) 教育(15歳以上の者のみ)、(10) 公的年金の加入状況(15歳以上の者のみ)、(11) 5月中の仕事の状況(15歳以上の者のみ)、(12) 勤めか自営かの別等(15歳以上の者のみ)

※

【調査票名】 7—所得票(簡易調査)

【調査対象】 (地域) 全国(ただし、平成24年の簡易調査においては、東日本大震災の影響により、福島県の全域を除く。)(単位) 世帯及び個人 (属性) 世帯及び世帯員 (抽出枠) 平成22年国勢調査調査区

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 13,000/55,000 33,000/14

4, 0 0 0 (配布) 調査員 (取集) 調査員 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の前年の1月1日～12月31日 (系統) 厚生労働省－都道府県－(市・特別区及び福祉事務所設置町村)－福祉事務所－指導員－調査員－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (大規模調査実施年を除く。) (実施期日) 厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の8月中旬

【調査事項】 1. 性、2. 出生年月、3. 所得の種類別金額、4. 課税等の状況別金額、5. 企業年金・個人年金等の掛金、6. 生活意識の状況 (世帯主又は世帯を代表する者のみ)

【調査名】 経済産業省企業活動基本調査（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年2月14日

【実施機関】 経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室

【目的】 経済産業省企業活動基本調査（以下「企業活動基本調査」という。）は、企業の活動の実態を明らかにすることにより、企業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 近年における我が国企業の事業活動は、多角化・組織化・系列化・国際化、ソフト化等を中心に変化が著しく、かつ、このような事業活動の多角化・国際化等による新たな展開は、同一企業内の複数事業所又は単一企業の領域を越え、複数の企業にわたる新たな活動形態として具体化してきていることから、これらの実態を定量的に把握することが、各種の行政施策を企画していく上で重要な課題となっていた。このような事業活動の多様化の実態を、既存の事業所を対象とする調査で把握することが困難であり、また、企業を対象とする調査においても、包括的に把握するものとなっていなかった。企業を単位とした事業活動の多角化の実態を把握する観点からは、昭和62年、平成元年に、製造業に属する企業を対象として工業統計調査（指定統計第10号を作成するための調査）丙調査が実施され、企業の事業活動の多角化等の状況を把握してきたが、事業活動の多角化等は製造業だけでなく、他の産業においても急速に進んでいることから、その全体像を把握することが困難となってきた。本調査は、産業・経済動向の変化に応じた通商産業政策を企画・立案するための基礎資料を得ることを目的とする新たな統計調査として、平成4年9月11日、指定統計に指定され、指定統計調査として3年周期により平成4年、7年に実施された（工業統計調査丙調査は、平成4年以降廃止）。なお、本調査の実施に当たっては、工業統計調査丙調査の対象業種である製造業のほか、鉱業、卸売・小売業、飲食店（一般飲食店及びその他の飲食店に属するものを除く。）に調査対象業種が拡大され、調査事項にも企業活動の多角化に関する項目が加えられている。しかし、その後も多角化、分社化、生産拠点の海外移転等企業活動が複雑かつ急激に変化しており、その実態を経年的にとらえていくことが必要となったことから、平成8年度以降、3年に1回の大規模調査と他の2回の簡易調査のローテーションにより毎年実施することとされた。平成10年には、「一般飲食店」が調査対象業種に追加されたほか、報告者負担の軽減を図るため、プレプリントの実施、他指定統計調査結果データの利活用等の措置が講じられている。平成13年には「電気・ガス業」、「クレジットカード業、割賦金融業」及び「サービス業のうち経済産業省の所管業種を中心とした業種」が調査対象業種に追加され、平成16年には、デザイン・機械設計業、商品検査業、計量証明業、ボウリング場及びディスプレイ業の5業種が調査対象業種に追加されている。平成17年には法人企業統計調査の調査結果の活用を図るため、所要の改正を行っている。平成19年にはサービス業（他に分類されないもの）のうち学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、廃棄物処理業等各省の了解を得られた業種を追加している。

【調査の構成】 1－企業活動基本調査票

【公表】 速報：調査実施後8カ月以内、確報：調査実施後1年4か月以内

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－企業活動基本調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 企業 (属性) 企業活動基本調査は、日本標準産業分類に掲げる大分類「鉱業、採石業、砂利採取業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業（中分類「熱供給業」及び「水道業」を除く）」、「情報通信業（別表に掲げるもの）」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業（別表に掲げるもの）」、「不動産業、物品賃貸業（中分類「物品賃貸業（別表に掲げるもの）」、「学術研究、専門・技術サービス業（別表に掲げるもの）」、「宿泊業、飲料サービス業（別表に掲げるもの）」、「生活関連サービス業、娯楽業（別表に掲げるもの）」、「教育、学習支援業（別表に掲げるもの）」及び「サービス業（他に分類されないもの）（別表に掲げるもの）」に属する事業所を有する企業のうち、従業員50人以上かつ資本金額又は出資金額3,000万円以上のものについて行う。

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 38,000 (配布) 郵送・オンライン (取集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎年3月31日現在 (系統) 経済産業省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎月5月中旬に調査を実施。調査期日に属する年の5月16日～7月15日までの間に提出。

【調査事項】 1. 企業の名称及び所在地、2. 資本金額又は出資金額、3. 企業の設立形態及び設立時期、4. 直近1年間の組織再編行為の状況、5. 企業の決算月、6. 事業組織及び従業員数、7. 親会社、子会社・関連会社の状況、8. 資産・負債及び純資産並びに投資、9. 事業内容、10. 取引状況、11. 事業の外部委託の状況、12. 研究開発、能力開発、13. 技術の所有及び取引状況、14. 企業経営の方向

【調査名】 住宅・土地統計調査（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年2月26日

【実施機関】 総務省統計局統計調査部国勢統計課

【目的】 本調査は、我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに住環境、現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、国民の住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－住宅・土地統計調査 調査票甲 2－住宅・土地統計調査 調査票乙 3－住宅・土地統計調査 建物調査票

【公表】 インターネット（調査後1年以内に速報、2年以内に確報）、報告書（インターネット公表後に刊行）

※

【調査票名】 1－住宅・土地統計調査 調査票甲

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）住宅等及びこれらに居住している世帯（ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住している世帯を除く。1. 外国政府又は国際機関の公務に従事する者が管理する施設、2. 皇室用財産である施設、3. 拘置所、刑務所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び入国者収容所、4. 自衛隊の営舎その他の施設、5. 在日米軍用施設）（抽出枠）直近の国勢調査

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000,000/52,000,000（配布）調査員（収集）調査員・オンライン（記入）（把握時）平成25年10月1日午前零時現在（系統）総務省－都道府県－市町村－統計調査員（又は民間事業者）－報告者

【周期・期日】 （周期）5年（実施期日）平成25年9月23日～10月24日

【調査事項】 1. 住宅等に関する事項（1）居住室の数及び広さ、2. 住宅に関する事項（1）建築時期、（2）床面積、（3）家賃又は間代に関する事項、（4）設備に関する事項、（5）増改築及び改修工事に関する事項、3. 世帯に関する事項（1）世帯主又は世帯の代表者の氏名、（2）種類、（3）構成、（4）年間収入、4. 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項（1）従業上の地位、（2）通勤時間、（3）現住居に入居した時期、（4）東日本大震災による転居に関する事項、（5）前住居に関する事項、（6）子に関する事項、5. 現住居以外の住宅及び土地に関する事項（1）利用に関する事項

※

【調査票名】 2－住宅・土地統計調査 調査票乙

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）住宅等及びこれらに居住している世帯（ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住している世帯を除く。1. 外国政府又は国際機関の公務に従事する者が管理する施設、2. 皇室用財産である施設、3. 拘置所、刑務所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び入国者収容所、4. 自衛隊の営舎その他の施設、5. 在日米軍用施設）（抽出枠）直近の国勢調査

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）500,000/52,000,000（配布）調査員（収集）調査員・オンライン（記入）（把握時）平成25年10月1日午

前零時現在 (系統) 総務省—都道府県—市町村—統計調査員 (又は民間事業者) —報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成25年9月23日～10月24日

【調査事項】 1. 住宅等に関する事項 (1) 居住室の数及び広さ、(2) 所有関係に関する事項、(3) 敷地の所有関係に関する事項、2. 住宅に関する事項 (1) 建築時期、(2) 床面積、(3) 家賃又は間代に関する事項、(4) 増改築及び改修工事に関する事項、3. 世帯に関する事項 (1) 世帯主又は世帯の代表者の氏名、(2) 種類、(3) 構成、(4) 年間収入、4. 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項 (1) 従業上の地位、(2) 通勤時間、(3) 現住居に入居した時期、(3) 東日本大震災による転居に関する事項、(4) 前住居に関する事項、(5) 子に関する事項、5. 現住居以外の住宅及び土地に関する事項 (1) 所有関係に関する事項、(2) 所在地、(3) 面積に関する事項、(4) 利用に関する事項

※

【調査票名】 3—住宅・土地統計調査 建物調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 世帯 (属性) 住宅等及びこれらに居住している世帯 (ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住している世帯を除く。1. 外国政府又は国際機関の公務に従事する者が管理する施設、2. 皇室用財産である施設、3. 拘置所、刑務所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び入国者収容所、4. 自衛隊の営舎その他の施設、5. 在日米軍用施設) (抽出枠) 直近の国勢調査

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 3,500,000/52,000,000 (配布) 調査員 (収集) 調査員・オンライン (記入) (把握時) 平成25年10月1日午前零時現在 (系統) 総務省—都道府県—市町村—統計調査員 (又は民間事業者) —報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成25年9月23日～10月24日

【調査事項】 1. 住宅等に関する事項 (1) 居住室の数及び広さ、(2) 敷地面積、2. 住宅に関する事項 (1) 構造、(2) 腐朽・破損の有無、(3) 階数、(4) 建て方、(5) 種類、(6) 建物内総住宅数、(7) 建築時期、(8) 床面積、(9) 建築面積、(10) 家賃又は間代に関する事項、(11) 設備に関する事項、(12) 増改築及び改修工事に関する事項、(13) 世帯の存しない住宅の種別、3. 世帯に関する事項 (1) 世帯主又は世帯の代表者の氏名、(2) 種類、(3) 構成、(4) 年間収入、4. 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項 (1) 従業上の地位、(2) 通勤時間、(3) 現住居に入居した時期、(4) 東日本大震災による転居に関する事項、(5) 前住居に関する事項、(6) 子に関する事項、5. 住環境に関する事項

**【調査名】 経済センサスー活動調査（平成25年承認）**

**【承認年月日】** 平成25年2月27日

**【実施機関】** 総務省統計局統計調査部経済統計課、経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室

**【目的】** 経済センサスー活動調査は、経済構造統計（全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を、全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。

**【沿革】** 我が国の産業統計については、（1）産業ごと、所管府省ごとに異なる年次や周期で調査を実施、（2）SOHO等、調査員調査では捕捉困難な事業所及び企業が増加、（3）第三次産業に係る統計の不足等の状況にあることが指摘されており、GDPを推計するための基礎統計の不足等も懸念されている。このような状況を踏まえ、政府は、「政府統計の構造改革に向けて」（平成17年6月内閣府経済社会統計委員会報告）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月閣議決定）等において、全産業分野の全ての事業所及び企業を対象に、経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサス（仮称）の整備を決定した。以上の決定を受け、政府部内に設置された関係府省等による「経済センサス（仮称）の創設に関する検討会」等において具体的な検討が進められ、経済構造統計を作成するための調査として、「経済センサスー基礎調査」と「経済センサスー活動調査」とが実施されることとなった。まず、平成21年に「経済センサスー基礎調査」が、各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的として、事業所及び企業に関する基礎的な事項を把握する調査として実施された。次に平成24年に「経済センサスー活動調査」が、事業所及び企業における経理項目の把握に重点を置いた調査として、5年周期で実施されることとなった（ただし、平成24年実施の次は、平成28年に実施が予定されている。）。なお、本調査の実施に当たって、「事業所・企業統計調査」、「サービス業基本調査」、「商業統計調査（簡易調査）」及び「本邦鉱業のすう勢調査」は廃止、「工業統計調査」、「商業統計調査」及び「特定サービス産業実態調査」は、本調査と重複する調査年を休止等とすることとなった。

**【調査の構成】** 1－単独事業所調査票 2－産業共通調査票 3－企業調査票 4－事業所調査票

**【公表】** インターネット及び印刷物（速報集計結果：調査実施年の翌年1月末、確報集計結果：調査実施年の翌年夏頃）

**【備考】** 今回の変更は、東日本大震災への対応として、調査対象地域の一部除外及び調査方法の一部変更。

※

**【調査票名】** 1－単独事業所調査票

**【調査対象】** （地域）全国（平成23年11月1日現在において、東日本大震災に関して原子力災害対策特別措置法第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく警戒区域又は「平成23年福島第1及び第2原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部」により設定された計画的避難区域をその区域に含む調査区を除く。）（単位）事業所（属性）日本標準産業分類に掲げる産業に属する単独事業所。ただし国及び地方公共団体の事業所、次に掲げる事業所を除く（1.「農業、林業」に属する個人経営の事業所、2.「漁業」に属する個人経営の事業所、3.「生活関連サ

ービス業、娯楽業」のうち中分類「その他の生活関連サービス業」（小分類「家事サービス業」に限る。）に属する事業所、4. 「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類「外国公務」]

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）6,930,000 （配布）調査員 （収集）調査員・郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年2月1日現在 （系統）総務省及び経済産業省ー都道府県ー市町村（特別区を含む。）ー調査員ー報告者

【周期・期日】 （周期）5年。ただし、最初の調査実施年を平成24年とし、第2回調査実施年までは4年とする。 （実施期日）平成24年1月～3月、ただし、総務大臣及び経済産業大臣の定める地域にあつては平成23年12月～24年3月

【調査事項】 1. 全産業共通事項（1）事業所の属性、（2）売上金額、費用総額及び費用内訳、（3）主な事業の内容、（4）電子商取引の有無及び割合、（5）設備投資の有無及び取得額 等  
2. 産業別に調査する事項

※

【調査票名】 2ー産業共通調査票

【調査対象】 （地域）全国（平成23年11月1日現在において、東日本大震災に関して原子力災害対策特別措置法第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく警戒区域又は「平成23年福島第1及び第2原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部」により設定された計画的避難区域をその区域に含む調査区を除く。） （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる産業に属し、調査対象名簿で把握されなかった事業所。ただし国及び地方公共団体の事業所、次に掲げる事業所を除く（1. 「農業、林業」に属する個人経営の事業所、2. 「漁業」に属する個人経営の事業所、3. 「生活関連サービス業、娯楽業」のうち中分類「その他の生活関連サービス業」（小分類「家事サービス業」に限る。）に属する事業所、4. 「サービス業（他に分類されないもの）」のうち中分類「外国公務」]

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）589,000 （配布）調査員 （収集）調査員・郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年2月1日現在 （系統）総務省及び経済産業省ー都道府県ー市町村（特別区を含む。）ー調査員ー報告者

【周期・期日】 （周期）5年。ただし、最初の調査実施年を平成24年とし、第2回調査実施年までは4年とする。 （実施期日）平成24年1月～3月、ただし、総務大臣及び経済産業大臣の定める地域にあつては平成23年12月～24年3月

【調査事項】 全産業共通事項（1）事業所の属性、（2）事業別売上（収入）金額、（3）主な事業の内容、（4）電子商取引の有無及び割合、（5）設備投資の有無及び取得額、（6）商品売上原価 等

※

【調査票名】 3ー企業調査票

【調査対象】 （地域）全国（平成23年11月1日現在において、東日本大震災に関して原子力災害対策特別措置法第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく警戒区域又は「平成23年福島第1及び第2原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部」により設定された計画的避難区域をその区域に含む調査区

を除く。) (単位) 企業 (属性) 日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、次に掲げる事業所、国の事業所及び地方公共団体の事業所を除く事業所(1.「農業、林業」に属する個人経営の事業所、2.「漁業」に属する個人経営の事業所、3.「生活関連サービス業、娯楽業」のうち中分類「その他の生活関連サービス業」(小分類「家事サービス業」に限る。)に属する事業所、4.「サービス業(他に分類されないもの)」のうち中分類「外国公務」)のうち複数事業所を有する企業

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 207,000 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 調査実施年2月1日現在 (系統) 総務省及び経済産業省一報告者、総務省及び経済産業省一都道府県一報告者、総務省及び経済産業省一都道府県一市(特別区含む。)一報告者

【周期・期日】 (周期) 5年。ただし、最初の調査実施年を平成24年とし、第2回調査実施年までは4年とする。(実施期日) 平成24年1月～3月、ただし、総務大臣及び経済産業大臣の定める地域にあつては平成23年12月～24年3月

【調査事項】 1. 全産業共通事項(1) 企業の属性、(2) 企業全体の主な事業の内容、(3) 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用内訳、(4) 電子商取引の有無及び割合、(5) 設備投資の有無及び取得額、(6) 商品売上原価等 2. 産業別に調査する事項(学校教育、建設業、サービス関連産業の一部)

※

【調査票名】 4一事業所調査票

【調査対象】 (地域) 全国(平成23年11月1日現在において、東日本大震災に関して原子力災害対策特別措置法第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく警戒区域又は「平成23年福島第1及び第2原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部」により設定された計画的避難区域をその区域に含む調査区を除く。) (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、次に掲げる事業所、国の事業所及び地方公共団体の事業所を除く事業所(1.「農業、林業」に属する個人経営の事業所、2.「漁業」に属する個人経営の事業所、3.「生活関連サービス業、娯楽業」のうち中分類「その他の生活関連サービス業」(小分類「家事サービス業」に限る。)に属する事業所、4.「サービス業(他に分類されないもの)」のうち中分類「外国公務に属する事業所」)のうち複数事業所を有する企業の事業所

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 1,740,000 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 調査実施年2月1日現在 (系統) 総務省及び経済産業省一報告者、総務省及び経済産業省一都道府県一報告者、総務省及び経済産業省一都道府県一市(特別区を含む。)一報告者

【周期・期日】 (周期) 5年。ただし、最初の調査実施年を平成24年とし、第2回調査実施年までは4年とする。(実施期日) 平成24年1月～3月、ただし、総務大臣及び経済産業大臣の定める地域にあつては平成23年12月～24年3月

【調査事項】 1. 全産業共通事項(事業所の属性) 2. 産業別に調査する事項

**【調査名】 法人土地・建物基本調査（平成25年承認）**

**【承認年月日】** 平成25年2月27日

**【実施機関】** 国土交通省土地・水資源局土地情報課

**【目的】** 我が国の法人における土地・建物の所有状況、利用状況及び取得状況等に関する実態を調査し、その現状を全国及び地域別に明らかにすることにより、土地に関する諸施策その他の基礎資料を得るとともに、広く一般の利用に供にすることを目的とする。

**【沿革】** 平成5年に「土地基本調査法人調査」の名称で承認統計調査として実施され、平成10年に現在の名称に変更し、指定統計調査として実施されている。

**【調査の構成】** 1－【調査票A】 2－【調査票B】

**【公表】** 「速報」（調査後1年以内）、「報告書」（調査後2年以内）、インターネットによる提供を予定

※

**【調査票名】** 1－【調査票A】

**【調査対象】** （地域）全国 （単位）法人 （属性）本邦に本所／本社・本店を有する法人のうち、国及び地方公共団体を除くもの （抽出枠）「事業所・企業データベース」「平成24年度企業の土地取得状況等に関する調査名簿」

**【調査方法】** （選定）全数 （客体数）460,000 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）平成25年1月1日現在 （系統）会社及び会社以外の法人：国土交通省（土地・建設産業局土地市場課）－報告者、会社以外の法人：国土交通省（土地・建設産業局土地市場課）－都県－報告者

**【周期・期日】** （周期）5年 （実施期日）調査票発送時期：平成25年7月上旬、回答期限：平成25年9月上旬

**【調査事項】** 1. 貴法人について、2. 土地の所有状況について、3. 貴法人が所有する土地について、4. 建物の所有状況について、5. 貴法人が所有する建物について

※

**【調査票名】** 2－【調査票B】

**【調査対象】** （地域）全国 （単位）法人 （属性）資本金1億円以上の会社法人 （抽出枠）「事業所・企業データベース」「平成24年度企業の土地取得状況等に関する調査名簿」

**【調査方法】** （選定）全数 （客体数）30,000 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）平成24年1月1日～12月31日 （系統）国土交通省（土地・建設産業局土地市場課）－報告者

**【周期・期日】** （周期）5年 （実施期日）調査票発送時期：平成25年7月上旬、回答期限：平成25年9月上旬

**【調査事項】** 1. 土地の取得・売却などの有無、2. 取得・売却などした土地の面積、帳簿価格及び売買区画数、3. 都道府県毎の取得・売却などした土地の面積、帳簿価格及び区画数－棚卸資産以外の土地（有形固定資産）、4. 都道府県毎の取得・売却などした土地の面積、帳簿価格及び区画数－棚卸資産（他社への販売を目的として所有している土地）

## ○一般統計調査の承認

【調査名】 社会保障・人口問題基本調査（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年2月22日

【実施機関】 厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部

【目的】 本調査は、わが国の社会保障及び人口問題に関する事項について調査し、社会保障及び人口問題に関する研究のための分析を行うとともに、厚生労働行政等における各種の施策に資する基礎資料を提供することを目的としている。調査は、「1. 生活の支え合いに関する調査」、「2. 全国家庭動向調査」、「3. 世帯動態調査」、「4. 出生動向基本調査」、「5. 人口移動調査」の5つの調査（以下「5調査」という。）で構成され、5年のローテーションで実施されている。このうち、「全国家庭動向調査」は「出産・子育て」、「老後の介護」をはじめとする家庭機能の実態、変化要因を調査することにより、少子化への対応に資する実証的な知見を示し、児童家庭行政、老人福祉行政、少子化対策等の施策立案の基礎資料を提供することを目的として実施する。

【沿革】 本調査は、厚生労働省（国立社会保障・人口問題研究所）が、その所掌する分野の分析を行うための調査として、従前、テーマローテーションで行っていた5調査について、「社会保障・人口問題基本調査」という名称を冠し、それぞれの調査ごとに個別に統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づく統計報告の徴集（承認統計調査）として、実施していたものである。平成23年調査から、これらの5調査を、一つの調査名の下に位置付けるために設けられた新たな調査名（社会保障・人口問題基本調査）の下で調査の体系の見直しを行った。

【調査の構成】 1－生活と支え合いに関する調査（世帯票）（調査名：1. 生活と支え合いに関する調査） 2－生活と支え合いに関する調査（個人票）（調査名：1. 生活と支え合いに関する調査） 3－全国家庭動向調査世帯調査票（調査名：2. 全国家庭動向調査） 4－世帯動態調査調査票（調査名：3. 世帯動態調査） 5－出生動向基本調査夫婦票（結婚されている方への調査票）（調査名：4. 出生動向基本調査） 6－出生動向基本調査独身者票（独身の方への調査票）（調査名：4. 出生動向基本調査） 7－人口移動調査調査票（調査名：5. 人口移動調査）

【公表】 印刷物及びインターネット（人口移動調査：概要（平成24年7月）、報告書（平成25年3月）、生活と支え合いに関する調査：概要（平成25年7月）、報告書（平成26年3月）、全国家庭動向調査：報告書（平成26年3月）、世帯動態調査：報告書（平成22年10月）、出生動向基本調査：夫婦調査（平成23年6月）、独身者調査（平成23年9月）

※

【調査票名】 1－生活と支え合いに関する調査（世帯票）（調査名：1. 生活と支え合いに関する調査）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）平成24年国民生活基礎調査の調査地区から抽出した300地区内のすべての世帯の世帯主および20歳以上の世帯員（抽出枠）平成24国民生活基礎調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）15,000／49,000,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）平成24年7月1日現在（系統）

厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成24年6月中旬～7月上旬

【調査事項】 1. 世帯の属性、2. 世帯主および世帯員の社会保障制度とのかかわり、3. 世帯主および世帯員の家族・コミュニティ等の相互扶助に関する意識と実態の事項、4. 世帯主および世帯員の職歴等の事項、5. 世帯主および世帯員の生活状況に関する事項、等

※

【調査票名】 2－生活と支え合いに関する調査（個人票）（調査名：1. 生活と支え合いに関する調査）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）平成24年国民生活基礎調査の調査地区から抽出した300地区内のすべての世帯の世帯主および20歳以上の世帯員（抽出枠）平成24年国民生活基礎調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）15,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）平成24年7月1日現在（系統）厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成24年6月中旬～7月上旬

【調査事項】 1. 個人の属性（性、年齢、兄弟の有無）、2. 就業状態、就業希望、3. 同居・別居の理由、過去の同別居、4. 結婚の経験、子供の有無、学歴、年間収入、5. 両親への支援、子供の費用、6. 生活水準

※

【調査票名】 3－全国家庭動向調査世帯調査票（調査名：2. 全国家庭動向調査）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）平成25年国民生活基礎調査の調査地区から抽出した300地区内のすべての世帯及び世帯員（抽出枠）平成25年国民生活基礎調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）15,000/49,000,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）平成25年7月1日現在（系統）厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成25年6月中旬～7月下旬

【調査事項】 1. 世帯の構成（世帯の人数、報告者からみた世帯員各自との続柄等、結婚経験の女性の有無、報告者の婚姻関係）、2. 夫婦の生年月日、兄弟姉妹数、健康状態、最終学歴、3. 仕事の有無、仕事に就いた時期、勤め先の規模、雇用保険または共済組合への加入について、通勤時間、労働時間、家を出る時間、帰宅する時刻、4. はじめての仕事について（従業上の地位、従業先規模、仕事に就いた時期、現在も続けているか、新しい仕事について）、6. 現在の結婚について（結婚生活をはじめた年月、婚姻届の有無、名乗っていた姓、夫妻の初再婚の別、結婚することが決まった時の仕事について等）、7. 子どもに関する事項（子どもの人数・生年月日・性別、子どもとの同居等の状況）、8. 出産と仕事のかかわり方について、9. 18歳以上の子どもについて、10. 両親について（親の生年月日・学歴・就業状況、現在の状況、親の生存状況、現在の仕事、親との会話頻度、交通手段、親に対する手伝い・世話の状況、親への経済的支援の状況）、11. 親の要介護度、親に対する介護の状況、現在の入院・入所の状況、12. 介護と仕

事のかかわりについて、13. 相談や手助けを頼んだかどうか（出産・育児・介護・経済面・子育て・夫婦について）、14. 出産・育児や介護での不安や苦勞、15. 家庭機能の実態、変化要因他

※

【調査票名】 4－世帯動態調査調査票（調査名：3. 世帯動態調査）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）平成21年国民生活基礎調査の調査地区から抽出した300地区内のすべての世帯（抽出枠）平成21年国民生活基礎調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）15,000/49,000,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）平成21年7月1日現在（系統）厚生労働省－都道府県・指定都市・中核市－保健所－調査員－報告者、厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－調査員－報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成21年7月1日

【調査事項】 1. 現在及び5年前の世帯員数・住宅の種類、世帯員の性別・出生年月・健康状態などの世帯の属性、2. 未婚・有配偶・死別・離別の状況、結婚・死別・離別の時期、就業状況、世帯主との同居の状況・理由、親との別居体験・理由などのライフコースイベント、3. 世帯員ごとの子供の有無・人数・同居の状況など、子の基本属性と居住関係、4. 世帯員ごとの親との同居状況・別居の場合の地域等など、親の基本属性と居住関係に関すること

※

【調査票名】 5－出生動向基本調査夫婦票（結婚されている方への調査票）（調査名：4. 出生動向基本調査）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）平成22年国民生活基礎調査の調査地区から抽出した840地区内に属する妻50歳未満の夫婦（抽出枠）平成22年国民生活基礎調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）9,000/13,660,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）平成22年6月1日現在（系統）厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－調査員－報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成22年6月3日～7月29日

【調査事項】 1. 夫婦（及び両親）の人口学的・社会経済的属性（夫婦の出生年月、夫婦の学歴、夫婦の職歴、夫婦の現在の仕事と収入、今後の仕事と収入の見通し、両親の出生年、両親との同別居、夫婦の兄弟姉妹数）、2. 夫婦の結婚過程に関する事項（結婚年月（生活を始めた、届け出）、初再婚の別、夫婦の出会い・婚約時期、同棲期間、夫婦の出会いのきっかけ、結婚を決めたきっかけ）、3. 夫婦の妊娠・出産・健康に関する事項（夫婦の子ども数、夫婦の妊娠・出産歴、理想子ども数、追加予定子ども数、希望時期、予定子ども数、持つつもりの子ども数を実現できない原因、理想子ども数を持たない理由、不妊の悩み、不妊治療経験、以前の結婚の子ども数と出生年月、再婚経験者の初婚・離死別の時期）、4. 妻の就業と出産・子育てに関する事項（子どもを持ったときの妻の就労状況）、5. 保育環境・保育資源に関する事項（育児期の両親との同別居・手助け状況、

育児期の制度・施設の利用状況・居住地)、6. 妻の結婚・子ども・家族に関する意識(家族形成に関する考え方)

※

【調査票名】 6－出生動向基本調査独身者票(独身の方への調査票)(調査名:4.出生動向基本調査)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)平成22年国民生活基礎調査の調査地区から抽出した840地区内に属する18歳～49歳の独身男女 (抽出枠)平成22年国民生活基礎調査結果名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)15,000/23,600,000 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)平成22年6月1日現在 (系統)厚生労働省－都道府県－(保健所を設置する市・特別区)－保健所－調査員－報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成22年6月3日～7月29日

【調査事項】 1.独身者(及び両親)の人口学的・社会経済的属性(出生年月、性別、学歴、本人・両親の仕事、現在の仕事と収入、今後の仕事と収入の見通し、両親の出生年、両親との同別居、両親の学歴、兄弟姉妹数)、2.結婚への意欲・態度及びその背景に関する事項(結婚の利点、独身の利点、結婚への不安、結婚意欲、結婚の条件、結婚への障害、独身でいる理由)、3.異性関係・パートナーシップに関する事項(結婚経験、初婚時期、離別時期、性交渉経験、同棲経験・期間、子ども数、希望子ども数、異性との交際状況・希望、交際相手との出会い(時期・きっかけ・相手の状況)、4.ライフコースに対する考え方(将来のライフコース)、5.結婚・子ども・家族に関する意識(家族形成に関する考え方、生活スタイル)

※

【調査票名】 7－人口移動調査調査票(調査名:5.人口移動調査)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)世帯 (属性)平成23年国民生活基礎調査の調査地区から抽出した300地区内のすべての世帯及び世帯員 (抽出枠)平成23年国民生活基礎調査結果名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)15,000/49,000,000 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)平成23年7月1日現在 (系統)厚生労働省－都道府県－(保健所を設置する市・特別区)－保健所－調査員－報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成23年6月中旬～7月下旬

【調査事項】 1.世帯及び世帯員の属性等、2.世帯主及び世帯員の居住歴、3.世帯主及び世帯員の過去(5年前及び1年前)の居住地及び将来(5年後)の居住地域(見通し)、4.世帯主・配偶者の離家経験、5.世帯主・配偶者の別の世帯にいる親の居住地、6.世帯主の別の世帯にいる子の属性、出生地及び現住地

【調査名】 自動車燃料消費量調査（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年2月22日

【実施機関】 国土交通省総合政策局情報政策本部情報政策課

【目的】 自動車から排出される温室効果ガス排出量を捉えるための基礎データとなる自動車の燃料消費量を正確に把握することを目的とする。

【沿革】 本調査は、自動車燃料消費量調査第一次予備調査（承認統計調査）及び自動車燃料消費量調査第二次予備調査（承認統計調査）における調査月、調査地域、車種別にみた燃料消費量、1日1車あたりの走行距離等の検証を経て、両調査結果を標本設計等に反映させて平成18年10月から実施したものである。

【調査の構成】 1－営業用貨物自動車調査票（第1号様式） 2－営業用旅客自動車調査票（第2号様式） 3－自家用小型自動車調査票（第3号様式） 4－自家用普通自動車調査票（第4号様式）

【公表】 インターネット（e-Stat）等を利用して月次の数値については、「自動車燃料消費量統計月報」により、年度の数値については、「自動車燃料消費量統計年報」によりそれぞれ公表する。

【備考】 今回の変更は、報告車両の増加

※

【調査票名】 1－営業用貨物自動車調査票（第1号様式）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車のうちから選定する自動車（ただし駐留軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車、緊急自動車、被牽引車は調査の範囲に含まない）。  
（抽出枠）自動車登録ファイル及び軽自動車検査ファイル

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,700/1,430,000 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎月、国土交通大臣が指定する7日間 （系統）国土交通省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）翌月10日

【調査事項】 1. 主な用途、2. 休車日数、3. 調査期間中の燃料消費量、4. 調査期間中の走行キロ

※

【調査票名】 2－営業用旅客自動車調査票（第2号様式）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車のうちから選定する自動車（ただし駐留軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車、緊急自動車、被牽引車は調査の範囲に含まない）。  
（抽出枠）自動車登録ファイル

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）700/370,000 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎月、国土交通大臣が指定する7日間 （系統）国土交通省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）翌月10日

【調査事項】 1. 主な用途、2. 休車日数、3. 調査期間中の燃料消費量、4. 調査期間中の走行

キロ

※

【調査票名】 3－自家用小型自動車調査票（第3号様式）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車のうちから選定する自動車（ただし駐留軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車、緊急自動車、被牽引車は調査の範囲に含まない）。  
（抽出枠）自動車登録ファイル，軽自動車検査ファイル

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）5,400／71,290,000 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎月、1日～21日 （系統）国土交通省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）翌月10日

【調査事項】 1. 主な用途、2. 調査期間中の燃料消費量、3. 調査期間中の走行キロ、4. 調査開始日・終了日

※

【調査票名】 4－自家用普通自動車調査票（第4号様式）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車のうちから選定する自動車（ただし駐留軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車、緊急自動車、被牽引車は調査の範囲に含まない）。  
（抽出枠）自動車登録ファイル

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,800／1,510,000 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎月、国土交通大臣が指定する7日間 （系統）国土交通省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）翌月10日

【調査事項】 1. 主な用途、2. 休車日数、3. 調査期間中の燃料消費量、4. 調査期間中の走行キロ

○一般統計調査の中止通知

【調査名】 環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査（平成25年通知）

【承認年月日】 平成25年2月18日

【実施機関】 環境省総合環境政策局環境計画課

【目的】 環境基本計画の着実な実行を確保するための点検等の一環として、地方公共団体の環境保全に関する取組の状況、進捗等を把握する。

【沿革】 本調査は、平成13年度以降、環境基本計画策定前年度を除き、毎年度実施されていたが、平成24年度から統計法（平成19年法律第53号）に規定する「統計調査」に該当しないものとなった

【備考】 [中止の理由] 本調査は、地方公共団体における環境保全に関連する計画の策定の有無等について、各地方公共団体の取組状況を把握し、環境基本計画の着実な実行を確保するための点検等に利用していた。平成24年度実施の本調査からは、地方公共団体におけるさらなる環境保全に関する取組の推進を図ることを目的として、地方公共団体の環境保全の取組状況などの全国比率だけでなく、個別の被調査者の取組状況を的確に押さえ、①取組の進んでいると考えられる地方公共団体に対しヒアリング等を行い、その取組内容の詳細を把握するとともに、②取組の進んでいない地方公共団体に対し、ヒアリング等を把握した優良な取組を情報提供等していくこととしている。この結果、本調査は、各調査事項それぞれについて、個別の地方公共団体の状況を把握した上での利用が想定され、統計法（平成19年法律第53号）第2条第5項に規定する「統計調査」に該当しないものと考えられるため、一般統計調査の中止を通知するものである。

○届出統計調査の受理

(1) 新規

【調査名】 鳥取県観光客入込動態調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年2月1日

【実施機関】 鳥取県文化観光局観光政策課

【目的】 本調査は、観光客の入込数、旅行形態等を把握し、観光施策に反映させるための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－【観光地点別入込客延べ人数調査報告】 2－【観光客入込動態調査アンケート調査】

※

【調査票名】 1－【観光地点別入込客延べ人数調査報告】

【調査対象】 (地域) 鳥取県全域 (単位) (属性) 前年の観光入込客数が年間1万人以上の観光地点の管理者及び特定月に5千人以上の観光入込客数のある行事イベントの実施者等 (抽出枠) 県で作成した観光地点名簿

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 194 (配布) オンライン・その他(電話・ファクシミリ) (収集) オンライン・その他(電話・ファクシミリ) (記入) 他計 (把握時) 四半期ごとの月別実績 (系統) 鳥取県一市町村一報告者

【周期・期日】 (周期) 四半期 (実施期日) 提出期限は、3月、6月、9月、12月末

【調査事項】 1. 観光地点及び行祭事、2. イベント別の月別観光入込客数

※

【調査票名】 2－【観光客入込動態調査アンケート調査】

【調査対象】 (地域) 鳥取県全域 (単位) 個人 (属性) 観光地点を訪れた観光客 (抽出枠) 県で作成した観光地点名簿から選定した10地点の観光地点を訪れる観光客

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 1,000/6,705,000 (配布) 調査員 (収集) 調査員 (記入) 他計 (把握時) 四半期毎の休日の1日 (系統) 鳥取県一民間事業者一報告者

【周期・期日】 (周期) 四半期 (実施期日) 提出期限は、四半期毎の休日の1日

【調査事項】 1. 居住地、2. 性別、3. 年齢、4. 宿泊地、5. 宿泊日数、6. 旅行の目的、7. 同行者、8. 訪問回数、9. 移動経路、10. 移動手段、11. 旅行費用等

【調査名】 「観光入込客統計」に係る観光地点等入込客調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年2月1日

【実施機関】 山口県地域振興部観光交流局観光振興課

【目的】 本調査は、山口県の観光地等を訪れた人数の調査を行うことにより、山口県観光の現状を的確に把握するとともに、全国で比較可能な「観光入込客統計」に関する共通基準に沿った統計情報の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－「観光入込客統計」に係る観光地点等入込客調査 調査票

※

【調査票名】 1－「観光入込客統計」に係る観光地点等入込客調査 調査票

【調査対象】 （地域）山口県全域 （単位） （属性）前年の観光入込客数が年間1万人以上の観光地点の管理者及び、特定月に5000人以上の観光入込客数のある行事イベントの実施者等 （抽出枠）県で作成した観光地点等名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）400 （配布）オンライン・その他（電話・ファクシミリ） （収集）オンライン・その他（電話・ファクシミリ） （記入）他計 （把握時）四半期の末日（月別入込客数については四半期ごとの月別実績） （系統）山口県一各市町一報告者

【周期・期日】 （周期）四半期（平成22年4月以降） （実施期日）四半期最終月の翌月の末日

【調査事項】 1. 観光地点等、2. 所在地、3. 観光地点等分類、4. 観光入込客数の把握方法、5. 月別入込客数、6. 行祭事・イベント開催期間、7. 集計対象分類、8. 活動情報、9. 観光地点名等公表の可否等

【調査名】 観光客満足度調査及び観光入込客統計に係るパラメータ調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年2月1日

【実施機関】 山口県地域振興部観光交流局観光振興課

【目的】 本調査は、山口県を訪れた観光客に対して、定期的に満足度の調査を行うことにより、山口県観光の現状を的確に把握するとともに、全国で比較可能な「観光入込客統計」に関する共通基準の沿った統計情報の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1-観光客満足度調査及び観光入込客統計に係るパラメータ調査 調査票

※

【調査票名】 1-観光客満足度調査及び観光入込客統計に係るパラメータ調査 調査票

【調査対象】 (地域)山口県全域 (単位)個人 (属性)山口県を訪れた観光客等 (抽出枠)県作成の観光地点等名簿から選定した10地点の観光地点を訪れた観光客

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)4,000/27,000,000 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)他計 (把握時)四半期ごとの休日の1日 (系統)山口県-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)四半期(平成22年4月以降) (実施期日)四半期ごとの休日1日

【調査事項】 1. 観光客属性・発地、2. 旅行形態、3. 訪問目的・回数、4. 同行者、5. 周遊コース、6. 交通機関、7. 観光消費額、8. きっかけ 等

【調査名】 福岡市における「知識産業」実態調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年2月1日

【実施機関】 福岡市経済観光文化局産業振興部政策調整課

【目的】 本調査は、福岡市内の「知識産業」の実態及び振興課題を把握し、「知識産業」の振興政策を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－福岡市における「知識産業」実態調査 調査票

※

【調査票名】 1－福岡市における「知識産業」実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）福岡市全域 （単位）事業所 （属性）福岡市が選定する産業に属する事業所 （抽出枠）平成21年経済センサス－基礎調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,887/6,198 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成24年10月1日現在 （系統）福岡市－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成24年10月15日～10月31日

【調査事項】 1. 会社・組織の概要、2. 主たるサービス、「制作品」などの取引・提供関係、3. 基幹的な経営資源又はオリジナリティ

【調査名】 滋賀県観光動態調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年2月12日

【実施機関】 滋賀県商工観光労働部観光交流局観光室

【目的】 本調査は、滋賀県内の観光地及び観光イベント等に来訪される観光客から、観光目的や宿泊数、観光消費単価等を把握することにより、今後の観光行政の推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－観光動態調査 調査票 2－観光イベント調査 調査票 3－コンベンション調査 調査票 4－ニューツーリズム調査 調査票 5－外国人観光客調査 調査票

※

【調査票名】 1－観光動態調査 調査票

【調査対象】 （地域）滋賀県全域 （単位）個人 （属性）県内の観光地及び観光イベント等を訪れた観光客 （抽出枠）県で作成した観光地点名簿から選定した50地点の観光地点等を訪れる観光客

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,500/10,000,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）他計 （把握時）各四半期の休日およびイベント等の実施日のうち任意の1日 （系統）滋賀県一民間事業者一報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）各四半期の休日およびイベント等の実施日のうち任意の1日

【調査事項】 1. 居住地、2. 性別、3. 年齢、4. 日帰り・宿泊の別、5. 県内宿泊数、6. 宿泊施設の区分、7. 旅行目的、8. 同行者数、9. 訪問回数、10. 本県訪問回数、11. 利用交通機関、12. 立ち寄った観光地点、13. 旅行情報の入手先、14. 旅行費用 等

※

【調査票名】 2－観光イベント調査 調査票

【調査対象】 （地域）滋賀県全域 （単位）個人 （属性）県内の観光地及び観光イベント等を訪れた観光客 （抽出枠）県で作成した観光地点名簿から選定した10地点の観光イベント等を訪れる観光客

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）500/1,200,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）他計 （把握時）各四半期の休日およびイベント等の実施日のうち任意の1日 （系統）滋賀県一民間事業者一報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）各四半期の休日およびイベント等の実施日のうち任意の1日

【調査事項】 1. 居住地、2. 性別、3. 年齢、4. 日帰り・宿泊の別、5. 県内宿泊数、6. 宿泊施設の区分、7. 同行者数、8. 訪問回数、9. 利用交通機関、10. 立ち寄った観光地点、11. 旅行情報の入手先、12. 旅行費用 等

※

【調査票名】 3－コンベンション調査 調査票

【調査対象】 （地域）滋賀県全域 （単位）個人 （属性）県内の観光地及び観光イベント等を訪れた観光客 （抽出枠）県で作成した主要コンベンション名簿から選定した2件のコン

ベンションを訪れる参加者

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 120/12,000 (配布) 調査員 (取集) 調査員 (記入) 他計 (把握時) 各四半期の休日およびイベント等の実施日のうち任意の1日 (系統) 滋賀県-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 各四半期の休日およびイベント等の実施日のうち任意の1日

【調査事項】 1. 居住地、2. 性別、3. 年齢、4. 日帰り・宿泊の別、5. 県内宿泊数、6. 宿泊施設の区分、7. 同行者数、8. 本県訪問回数、9. 利用交通機関、10. 立ち寄った観光地点、11. 旅行情報の入手先、12. 旅行費用 等

※

【調査票名】 4-ニューツーリズム調査 調査票

【調査対象】 (地域) 滋賀県全域 (単位) 個人 (属性) 県内の観光地及び観光イベント等を訪れた観光客 (抽出枠) 県で作成した主要ニューツーリズム名簿から選定した8件のニューツーリズムを訪れる観光客

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 250/50,000 (配布) 調査員 (取集) 調査員 (記入) 他計 (把握時) 各四半期の休日およびイベント等の実施日のうち任意の1日 (系統) 滋賀県-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 各四半期の休日およびイベント等の実施日のうち任意の1日

【調査事項】 1. 居住地、2. 性別、3. 年齢、4. 日帰り・宿泊の別、5. 県内宿泊数、6. 宿泊施設の区分、7. 同行者数、8. 訪問回数、9. 旅行情報の入手先、10. 旅行費用 等

※

【調査票名】 5-外国人観光客調査 調査票

【調査対象】 (地域) 滋賀県全域 (単位) 個人 (属性) 県内の観光地及び観光イベント等を訪れた観光客 (抽出枠) 県で作成した観光地点名簿から選定した10地点の観光地点等を訪れる観光客

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 250/125,000 (配布) 調査員 (取集) 調査員 (記入) 自計 (把握時) 1月から12月の調査票が報告者へ配布された日 (系統) 滋賀県-民間事業者-観光地点の管理者-報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 1月から12月

【調査事項】 1. 居住地、2. 性別、3. 年齢、4. 県内宿泊数、5. 宿泊施設の区分、6. 旅行目的、7. 同行者数、8. 本県訪問回数、9. 利用交通機関、10. 立ち寄った観光地点、11. 旅行費用 等

【調査名】 島根県観光動態調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年2月18日

【実施機関】 島根県商工労働部観光振興課

【目的】 本調査は、観光入込客数、宿泊者数及び観光消費額等を把握し、観光施策を推進するために必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－【調査票①】 2－【調査票②】 3－【調査票③】

※

【調査票名】 1－【調査票①】

【調査対象】 （地域）島根県全域 （単位）個人 （属性）県内12カ所の観光地点の入込客（抽出枠）県で作成した観光地点名簿から選定した12地点の観光地を訪れる観光客から特定の性別・年代に偏らないように選定

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）4,800/28,000,000（配布）調査員（取集）調査員（記入）他計（把握時）各四半期の平日1日、休日1日（ただし、第1四半期は休日1日のみ）で、指定する日（調査実施年により異なる）（系統）島根県一民間事業者一報告者

【周期・期日】 （周期）四半期（平成24年4月調査以降）（実施期日）提出期限は、各四半期の平日1日、休日1日（ただし、第1四半期は休日1日のみ）で、指定する日（調査実施年により異なる）

【調査事項】 1. 属性（住所、性別、年代）、2. 旅行日程、3. 訪問観光地点、4. 観光消費額

※

【調査票名】 2－【調査票②】

【調査対象】 （地域）島根県全域 （単位） （属性）前年の観光入込客数が1万人以上、若しくは前年の特定月の観光入込客数が5千人以上の観光地点及び市町村が必要と認める観光地点の管理者等（抽出枠）母集団名簿：市町村で作成した観光地点名簿、選定方法：四半期ごとに、イベント等の開催時期や季節的な要因を考慮し報告を求める観光地点等を選定する

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）355/413 364/413 394/413 367/413（配布）オンライン・その他（電話、ファクシミリ）（取集）オンライン・その他（電話、ファクシミリ）（記入）他計（把握時）各四半期の実績（系統）島根県一市町村一報告者

【周期・期日】 （周期）四半期（平成24年4月調査以降）（実施期日）提出期限は、5月、8月、11月、2月の8～10日

【調査事項】 1. 観光地点別・月別の観光入込客数

※

【調査票名】 3－【調査票③】

【調査対象】 （地域）島根県全域 （単位） （属性）県内の宿泊施設等（キャンプ場を含む）（抽出枠）市町村で作成した宿泊施設等名簿

【調査方法】 （選定）全数（客体数）609（配布）オンライン・その他（電話、ファクシミリ）（取集）オンライン・その他（電話、ファクシミリ）（記入）他計（把握時）

各四半期の実績（系統）島根県—市町村—報告者

【周期・期日】（周期）四半期（平成24年4月調査以降）（実施期日）提出期限は、5月、8月、11月、2月8～10日

【調査事項】 1. 施設分類ごとの月別宿泊者数、2. 訪日外国人の国籍別・月別宿泊者数

【調査名】 福島県観光入込客統計調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年2月21日

【実施機関】 福島県観光交流局観光交流課

【目的】 本調査は、観光庁が定めた「観光入込客統計に関する共通基準」（平成21年12月観光庁策定）に基づき、福島県内の観光地を訪れる観光客の状況等を調べることにより、観光動向を把握し、観光施策の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1－【入込客数調査票】 2－【パラメータ調査票】

※

【調査票名】 1－【入込客数調査票】

【調査対象】 （地域）福島県全域 （単位） （属性）前年の観光入込客数が年間1万人以上の観光地点の管理者及び、特定月に5千人以上の観光入込客数のある行事イベントの実施者等 （抽出枠）福島県観光地点名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）435 （配布）オンライン・その他（電話・ファクシミリ） （収集）オンライン・その他（電話・ファクシミリ） （記入）他計 （把握時）四半期毎の月別実績 （系統）福島県一市町村一報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）提出期限は、四半期最終月の翌月の15日

【調査事項】 1. 観光地点及び行祭事・イベント別の月別観光入込客数

※

【調査票名】 2－【パラメータ調査票】

【調査対象】 （地域）福島県全域 （単位）個人 （属性）観光地点等を訪れた観光客 （抽出枠）福島県観光地点名簿から選定した10地点の観光地点等を訪れる観光客

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000/35,000,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）他計 （把握時）四半期毎の休日1日 （系統）福島県一民間事業者一報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）提出期限は、四半期毎の休日1日（任意）

【調査事項】 1. 居住地、2. 性別、3. 年齢、4. 宿泊施設、5. 宿泊日数、6. 旅行の目的、7. 同行者、8. 訪問回数、9. 移動経路、10. 移動手段、11. 旅行費用

【調査名】 和歌山県観光入込客共通基準調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年2月22日

【実施機関】 和歌山県商工観光労働部観光局観光振興課

【目的】 本調査は、他の都道府県と比較可能な観光入込客数及び観光消費額等を調査するとともに、観光客の旅行動向などを補完的に調査することで、和歌山県の観光の実態を適格にはあくすることを目的とする。

【調査の構成】 1－【入込客数調査票】 2－【パラメータ調査票】

※

【調査票名】 1－【入込客数調査票】

【調査対象】 （地域）和歌山県全域 （単位） （属性）前年の観光入込客が年間1万人以上の観光地点の管理者及び、特定月に5千人以上の観光入込客数のある行事イベントの実施者等 （抽出枠）県で作成した観光地点名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）200 （配布）オンライン・その他（電話・ファクシミリ） （収集）オンライン・その他（電話・ファクシミリ） （記入）他計 （把握時）四半期ごとの月別実績 （系統）和歌山県－市町村－報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）提出期限は、四半期最終月の翌月20日

【調査事項】 1. 観光地点及び行祭事・イベント別の月別観光入込客数

※

【調査票名】 2－【パラメータ調査票】

【調査対象】 （地域）和歌山県全域 （単位）個人 （属性）観光地点を訪れた観光客 （抽出枠）県で作成した観光地点名簿から選定した10地点の観光地点を訪れる観光客

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）12,000/5,500,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）他計 （把握時）四半期ごとの休日3日 （系統）和歌山県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）提出期限は、調査実施日（四半期ごとの休日3日）

【調査事項】 1. 居住地、2. 性別、3. 年齢、4. 宿泊日数、5. 宿泊施設、6. 旅行の目的、7. 同行者、8. 訪問回数、9. 移動経路、10. 移動手段、11. 旅行費用

【調査名】 和歌山県観光客動態調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年2月22日

【実施機関】 和歌山県商工観光労働部観光局観光振興課

【目的】 本調査は、和歌山県独自で調査しており、和歌山県全体の宿泊客・日帰客数を把握している。過去の集計と比較等をし、観光入込客数の基礎資料としている。

【調査の構成】 1－和歌山県観光客動態調査 調査票

※

【調査票名】 1－和歌山県観光客動態調査 調査票

【調査対象】 （地域）和歌山県全域 （単位）行政機関 （属性）市町村

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）30 （配布）郵送・オンライン （取集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年の1年間（1月～12月） （系統）和歌山県－市町村

【周期・期日】 （周期）1年 （実施期日）提出期限は、1月末

【調査事項】 1. 入り込み状況、2. 特色、3. 傾向等概要、4. 宿泊数・日帰客数 等

## (2) 変更

【調査名】 平成24年度愛知県母子家庭等実態調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年2月1日

【実施機関】 愛知県健康福祉部児童家庭課

【目的】 本調査は、母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活実態を把握し、今後の施策を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－愛知県ひとり親家庭等実態調査 調査票

【備考】 今回の変更は、調査実施時期の早期化及び、調査客体数の縮小。

※

【調査票名】 1－愛知県ひとり親家庭等実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）愛知県全域（名古屋市を除く） （単位）世帯 （属性）母子家庭、父子家庭及び寡婦 （抽出枠）社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会会員及び愛知県遺児手当受給資格者の情報

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000/230,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入） （把握時）平成25年3月1日現在 （系統）愛知県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成25年3月1日～3月10日

【調査事項】 1. 母子家庭、父子家庭及び寡婦家庭の特性、2. 住居の状況、3. 就労の状況、4. 生活の実態、5. 子の教育と問題、6. 生活上の問題、7. 福祉施策の利用状況、8. その他

【調査名】 高等学校等卒業生の卒業後の状況調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年2月7日

【実施機関】 静岡県教育委員会教育政策課情報化推進室

【目的】 本調査は、静岡県内高等学校及び特別支援学校高等部の卒業生について、卒業後の状況を明らかにし、教育行政施策上の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－高等学校等卒業生の卒業後の状況調査 当年卒用調査票 2－高等学校等卒業生の卒業後の状況調査 過年卒用調査票

【備考】 今回の変更は、学校教育法改正を受けての用語の変更等（盲聾養護学校→特別支援学校）

※

【調査票名】 1－高等学校等卒業生の卒業後の状況調査 当年卒用調査票

【調査対象】 （地域）静岡県全域 （単位）学校 （属性）公・私立高等学校及び国・公・私立特別支援学校高等部本科 （抽出枠）静岡県が所管する資料

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）180 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入） （把握時）毎年5月1日現在 （系統）静岡県教育委員会－報告者（各学校）

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年4月中旬～5月中旬まで

【調査事項】 1. 卒業生総数、2. 大学等志願者数、3. 大学等進学者数、4. 専修学校進学者数及び専修学校等入学者数、5. 公共職業能力開発施設等入学者数、6. 就職者数、7. 1～6以外の者（海外留学、進学準備、家事手伝い等の別）、8. 不詳・死亡者数

※

【調査票名】 2－高等学校等卒業生の卒業後の状況調査 過年卒用調査票

【調査対象】 （地域）静岡県全域 （単位）学校 （属性）公・私立高等学校及び国・公・私立特別支援学校高等部本科 （抽出枠）静岡県が所管する資料

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）180 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入） （把握時）毎年5月1日現在 （系統）静岡県教育委員会－報告者（各学校）

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年4月中旬～5月中旬まで

【調査事項】 1. 卒業生総数、2. 大学等志願者数、3. 大学等進学者数

【調査名】 経済要求・妥結状況調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年2月18日

【実施機関】 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課

【目的】 経済要求・妥結状況調査は、都内民間労働組合を対象に、賃上げ及び一時金交渉経過について要求・回答・妥結の各状況を把握し、労政行政の業務基礎資料とするとともに、労使団体の参考に供する。付帯調査は、都内民間労働組合を対象に、春の賃金交渉時の付帯的な要求事項や妥結状況について把握し、労政行政の業務基礎資料とするとともに、労使団体の参考に供する。

【調査の構成】 1－経済要求・妥結状況調査台帳 2－付帯調査 調査票

※

【調査票名】 1－経済要求・妥結状況調査台帳

【調査対象】 （地域）東京都全域（島しょを除く） （単位）その他（労働組合） （属性）東京都内民間労働組合 （抽出枠）労働組合名簿（東京都作成）

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）1, 120/7, 700 （配布）郵送 （取集）郵送・電話 （記入） （把握時）春季賃上げ：3月～7月の設定日、夏季一時金：5月～7月の設定日、年末一時金：10月～12月の設定日 （系統）東京都一報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）2月下旬～12月中旬

【調査事項】 1. 春季賃上げの要求、妥結状況、2. 夏季一時金の要求、妥結状況、3. 年末一時金の要求、妥結状況

※

【調査票名】 2－付帯調査 調査票

【調査対象】 （地域）東京都全域（島しょを除く） （単位）その他（労働組合） （属性）東京都内民間労働組合 （抽出枠）労働組合名簿（東京都作成）

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）1, 120/7, 700 （配布）郵送 （取集）郵送・電話 （記入） （把握時）春季賃上げ調査に準ずる （系統）東京都一報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）2月下旬から5末日

【調査事項】 1. 春の賃金交渉時の付帯的要求事項及び妥結状況

【調査名】 京都府鋳工業生産動態統計調査（平成25年届出・2回目）

【受理年月日】 平成25年2月25日

【実施機関】 京都府政策企画部調査統計課

【目的】 本調査は、京都府における鋳工業生産の状況を把握し、府鋳工業指数作成のための基礎資料を得るため。

【沿革】 昭和26年から、経済産業省生産動態統計調査（基幹統計調査）等で得られない品目についての生産動態を把握。

【調査の構成】 1－京都府鋳工業生産動態統計調査 調査票

※

【調査票名】 1－京都府鋳工業生産動態統計調査 調査票

【調査対象】 （地域）京都府全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類による「製造業」を営む事業所のうち、要領で指定した品目を製造する事業所及び要領で指定した品目の生産動態を集計する機関 （抽出枠）工業統計調査準備調査名簿及び京都府中小企業団体名簿より抽出

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）36／3900、4／100 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎月末日 （系統）京都府一報告者

【周期・期日】 （周期）毎月 （実施期日）翌々月10日

【調査事項】 1. 月間生産高・出荷高の数量及び金額、2. 月末在庫高の数量

(参考)

○基幹統計の指定

統計の名称	作成者	指定内容	指定年月日
法人土地基本統計	国土交通大臣	指定の変更 基幹統計の名称を「法人土地基本統計」から「法人土地・建物基本統計」に変更	H25.2.27

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った基幹統計の指定内容について掲載したものである。